

京都府公立大学法人教職員給与規程

平成20年4月1日
京都府公立大学法人規程第15号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第3号。以下「就業規則」という。）第22条に規定する教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規の勤務時間 京都府公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第3条から第6条までに規定する勤務時間をいう。
- (2) 給料 教職員の正規の勤務時間による勤務に対しこの規程の規定によって支給する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（第22条第3項及び第4項の規定による手当を含む。第14条及び第37条において同じ。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を除いた全額をいう。
- (3) 週休日 正規の勤務時間を割り振らない日をいう。
- (4) 祝日法に基づく休日 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- (5) 年末年始の休日 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）をいう。

(法令との関係)

第3条 教職員の給与に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるところによる。

(適用範囲)

第4条 この規程は、京都府公立大学法人（以下「法人」という。）に常時勤務する教職員に適用する。

第2章 給与

第1節 給料

(給料)

第5条 教職員には、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として給料を支給する。

(給料表等)

第6条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務職給料表 (別表第1)
- (2) 教育職給料表 (別表第2)
- (3) 医療職給料表 (別表第3)
- (4) 看護職給料表 (別表第4)
- (5) 現業職給料表 (別表第5)
- (6) 指定職給料表 (別表第6)

2 前項に規定する各給料表の適用範囲は次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事務職給料表は、他の給料表の適用を受ける教職員以外の教職員に適用する。
- (2) 教育職給料表は、教授、准教授、講師、助教及び助手である教職員に適用する。
- (3) 医療職給料表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員、視能訓練士その他の視能技術職員、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師その他の病理細菌技術職員、臨床工学技士である教職員に適用する。
- (4) 看護職給料表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師である教職員に適用する。

(5) 現業職給料表は、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）第29条に規定する職員に相当する教職員に適用する。

(6) 指定職給料表は、学長である教職員に適用する。

3 教職員（指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第7のとおりとする。

第7条 指定職給料表の適用を受ける教職員の給料月額は、同表に掲げる給料月額のうち、その者の占める職に応じて理事長が定める号級の額とする。

（教職員の職務の級の決定及び初任給の基準等）

第8条 教職員の職務の級ごとの定数は、予算の範囲内で、かつ、別表第7に定める教職員の職務の分類の基準に適合するように、法人が設定し、又は改定する。

2 教職員の職務の級は、前項の教職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、別に定める初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

3 新たに給料表（指定職給料表を除く。）の適用を受ける教職員となった者の号給は、別に定める初任給、昇格、昇給等の基準の定めに従い決定する。

4 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（指定職給料表の適用を受ける教職員が他の給料表の適用を受けることになった場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における教職員の号給は、別に定める初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

（再雇用教職員の給料月額）

第9条 就業規則第33条の規定により採用された教職員（以下「再雇用教職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用教職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（短時間勤務教職員の給料月額）

第10条 京都府公立大学法人教職員の育児休業・介護休暇等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）第13条に規定する育児短時間勤務の教職員（以下「育児短時間勤務教職員」）の給料月額は、第6条から前条まで及び次条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、理事長が定めるその者の勤務時間を京都府公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第3条に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

2 京都府公立大学法人教職員再雇用規程（以下「再雇用規程」という。）第11条に規定する短時間勤務の職を占める教職員（以下「再雇用短時間勤務教職員」という。）の給料月額は、前3条及び次条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、再雇用規程第11条第1項第2号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項第1号に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 前項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該教職員の給料月額とする。

（昇給の基準）

第11条 教職員（指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。）の昇給は、初任給、昇格、昇給等の基準に従い、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給（事務職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び職務の内容がその教職員の職務の内容に相当する職員として初任給、昇格、昇給等の基準に定める教職員にあっては、3号給）とすることを標準として初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

3 55歳以上の教職員のうち初任給、昇格、昇給等の基準で定める年齢に達した日以降の直近の3月31日を超えて在職する教職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（事務職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び職務の内容がその教職員の職務の内容に相当する職員として初任給、昇格、昇給等の基準に定める教職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

- 5 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。
(給料の支給方法等)

第12条 給料は、月の初日から末日までの期間について、その月額的全額を支給する。

- 2 給料の支給日は、その月の16日とし、その日が祝日法に基づく休日、日曜日又は土曜日に当たるときは15日とし、15日が日曜日又は土曜日に当たるときは14日とする。ただし、支給日が14日となる場合であって、その日が土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法に基づく休日又は日曜日でない日とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教職員が、その者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準じる非常の場合の費用に充てるため、給与の支払を請求した場合には、前項の支給日前においても速やかにその日までの給与を支給しなければならない。

第13条 新たに教職員となった者及び新たに給料の支給を受ける事由の生じた教職員には、その日から給料を支給し、昇給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した教職員が即日教職員になった場合には、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 教職員が離職した場合には、その日まで給料を支給する。
- 3 教職員が死亡した場合には、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月若しくは前条第1項ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第2節 手当

(手当の種類)

第14条 教職員には、給料のほか、この節に定めるところにより、次に掲げる手当を支給する。

- (1) 扶養手当
- (2) 地域手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 単身赴任手当
- (6) 特殊勤務手当
- (7) 特地勤務手当
- (8) 時間外勤務手当
- (9) 宿日直手当
- (10) 管理職員特別勤務手当
- (11) 夜間勤務手当
- (12) 休日勤務手当
- (13) 管理職手当
- (14) 初任給調整手当
- (15) 期末手当
- (16) 勤勉手当
- (17) 退職手当

(扶養手当)

第15条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものとする。
 - (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については1万3,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養親族の届出等）

第16条 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨（新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者があるとき。
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者があるとき（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）。
 - (3) 扶養親族たる子、父母等がある教職員が配偶者のない教職員となったとき（前号に該当する場合を除く。）。
 - (4) 扶養親族たる子、父母等がある教職員が配偶者を有するに至ったとき（第1号に該当する場合を除く。）。
- 2 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が教職員となった日、扶養親族がない教職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教職員が離職し、又は死亡した場合にはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、これを受けている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている教職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は教職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第17条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、京都市、南丹市及び相楽郡精華町（以下「支給地域」という。）に在勤する教職員に支給す

る。

- 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、京都市にあつては100分の9を乗じて得た額、南丹市及び相楽郡精華町にあつては100分の2.8を乗じて得た額とする。
- 3 支給地域に在勤する教職員がその在勤する地域を異にして異動した場合（これらの教職員が当該異動の日の前日に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する地域に係る支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合（以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時又は当該異動直後に在勤する地域が支給地域に該当しないこととなる時は、異動の円滑を図るため、当該教職員には、前2項及びこの項の規定による地域手当の支給割合以上の割合による地域手当を支給される期間を除き、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動後の支給割合）以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
 - （1） 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）
 - （2） 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 4 地方公務員、国家公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が府若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定める者に使用される者（以下「地方公務員等」という。）であつた者が、引き続き本規程に定める給料表の適用を受ける教職員となつた場合において、採用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

（住居手当）

第18条 住居手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- （1） 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（法人から貸与された教職員公舎を使用し、使用料を支払っている教職員その他別に定める教職員を除く。）
 - （2） 第20条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員（以下「単身赴任手当受給教職員」という。）で、配偶者が居住するための住宅（教職員公舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、第1号から第3号までのいずれかに掲げる教職員のうち第4号に掲げる教職員でもある者の住居手当については第1号から第3号までのいずれかの規定の例により算出した住居手当の月額に相当する額及び第4号の規定の例により算出した住居手当の月額に相当する額の合計額とする。
- （1） 前項第1号に掲げる教職員のうち、月額1万2,000円以下の家賃を支払っている教職員 1,000円
 - （2） 前項第1号に掲げる教職員のうち、月額1万2,000円を超え月額2万1,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から1万1,000円を控除した額に相当する額
 - （3） 前項第1号に掲げる教職員のうち、月額2万1,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から2万1,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円）を1万円に加算した額に相当する額
 - （4） 前項第2号に掲げる教職員 前3号までの規定の例により算出した額の2分の1に相当する額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第19条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で別に定めるもの以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員で別に定めるもの以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で別に定めるもの以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）
 - (2) 前項第2号に掲げる教職員 支給単位期間につき、6,000円（通勤距離が片道3キロメートル以上であるときは、1キロメートルまでごとに600円を6,000円に加算した額）に支給単位期間の月数を乗じて得た額。ただし、育児短時間勤務教職員及び再雇用短時間勤務教職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める教職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額
 - (3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額、運賃等相当額又は前号に定める額
- 3 前項の場合において、同項各号に定める額を支給単位期間で除して得た1箇月当たりの額が6万円を超えるときは、同項に規定する通勤手当の額は、支給単位期間につき、当該1箇月当たりの額と6万円との差額の2分の1を6万円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 4 就業場所を異にする異動又は就業場所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生じることとなった教職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動又は移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額
- 5 前項の規定は、採用の事情等を考慮して別に定める者であった者から引き続き就業規則の適用を受ける教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等その利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるも

のを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 6 通勤手当を支給される教職員につき、就業場所を異にする異動、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を支給し、又は返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で、月の初日からその月以後の月の末日までを単位として別に定める期間をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第20条 就業場所を異にする異動又は就業場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は移転の直前の住居から当該異動又は移転の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する就業場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、2万3,000円（別に定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である教職員にあっては、その額に、4万5,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 地方公務員等であった者から引き続き本規程に定める給料表の適用を受ける教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第21条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する教職員に対してその勤務の特殊性に応じて支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、支給額及び支給方法は、別に定める。

（特地勤務手当）

第22条 府立大学生命環境学部附属演習林大野演習林（以下「特地事業所」という。）に勤務する教職員には、特地勤務手当を支給する。

- 2 特地勤務手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の8を乗じて得た額とする。
- 3 教職員が就業場所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合において、当該異動直後に在勤する就業場所が特地事業所に該当するときは、当該教職員には、別に定めるところにより、当該異動の日から3年以内の期間（当該異動の日から起算して3年を経過する際別に定める条件に該当する者にあっては、さらに3年以内の期間）、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の4を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。
- 4 新たに特地事業所に該当することとなった就業場所に在職する教職員のうち、前項の規定による手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、別に定めるところにより、同項の規程に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

（時間外勤務手当）

第23条 時間外勤務手当は、職員が正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命じられたと

き、正規の勤務時間以外の時間において勤務した全時間に対して支給する。

- 2 前項に規定する時間外勤務手当の額は、同項の勤務1時間について第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間においてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合（その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第27条第1項の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務
100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 3 育児短時間勤務職員及び再雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間においてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 4 第1項及び第7項の規定により時間外勤務手当が支給される時間が1箇月について60時間を超えた場合において、その60時間を超えてした勤務（第1項の規定により時間外勤務手当が支給される時間にした勤務に限る。）に対する第2項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、第2項中「正規の勤務時間以外の時間においてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合」とあるのは、「100分の150」とする。

- 5 勤務時間等規程第13条の2の規定により勤務時間の全部又は一部が指定された場合において、当該指定された時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした勤務をした時間のうち当該時間の指定によって代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について第4項の規定により読み替えられた第2項及び前項の規定の適用がある場合における当該時間に対する同項の規定の適用については、同項中「第2項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 7 第1項に定めるもののほか、時間外勤務手当は、職員が勤務時間等規程第6条の規定により、あらかじめ同規程第4条第2項又は同規程第5条の規定により割り振られた正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられたとき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した正規の勤務時間中の全時間（育児短時間勤務職員及び再雇用短時間勤務職員にあっては、別に定める時間を除く。）に対して支給する。

- 8 前項に規定する時間外勤務手当の額は、同項の勤務1時間について第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

- 9 第1項及び第7項の規定により時間外勤務手当が支給される時間が1箇月について60時間を超えた場合において、その60時間を超えてした勤務（第7項の規定により時間外勤務手当が支給される時間にした勤務に限る。）に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の50」とする。

- 10 勤務時間規程第13条の2の規定により勤務時間の全部又は一部が指定された場合において、当該指定された時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えてした勤務をした時間のうち当該時間の指定によって代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50から第8項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(宿日直手当)

第24条 宿日直手当は、教職員が宿日直勤務を命じられたとき、当該勤務に対して支給する。

- 2 宿日直手当の額は、その勤務1回について、5,100円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては2万円、別に定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては7,200円）を超えない範囲内において別に定める。ただし、執務が行われ

る時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で別に定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、7,650円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあっては3万円、別に定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては1万800円）を超えない範囲内において別に定める額とする。

3 第1項の勤務は、前条第1項、第26条第1項及び第27条第1項の勤務には含まれないものとする。
(管理職員特別勤務手当)

第25条 第28条第1項の規定により別に指定する職にある教職員（以下「管理職員」という。）又は指定職給料表の適用を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法に基づく休日（勤務時間等規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法に基づく休日等」という。）若しくは年末年始の休日（勤務時間等規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、管理職員にあっては1万2,000円を超えない範囲内において別に定める額、指定職給料表の適用を受ける職員にあっては当該額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(夜間勤務手当)

第26条 夜間勤務手当は、教職員が正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられたとき、その間に勤務した全時間に対して支給する。

2 夜間勤務手当の額は、前項の勤務1時間について、第39条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の25とする。

(休日勤務手当)

第27条 休日勤務手当は、教職員が祝日法に基づく休日等（勤務時間等規程第4条第1項及び第3項の規定により毎日曜日を週休日と定められている教職員以外の教職員にあっては、祝日法に基づく休日と同項及び同規程第5条の規定による週休日に当たるときは、別に定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられたとき、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して支給する。これらの日に準じるものとして別に定める日において勤務した教職員についても、同様とする。

2 休日勤務手当の額は、前項の勤務1時間について、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

第28条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうち別に指定する職にある者に、その職務の特殊性に基いて支給する。

2 管理職手当の月額額は、前項に規定する者の属する職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の25の範囲内で別に定める。

(初任給調整手当)

第29条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された教職員に対して、月額50,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

2 前項の職に在職する教職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される教職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第32条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日

(次条及び第32条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員(休職者の給与に関する規程第2条第6項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額(管理職員のうち別に定める者(以下「特定管理職員」という。)にあっては6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額、指定職給料表の適用を受ける教職員にあっては6月に支給する場合には100分の62.5、12月に支給する場合には100分の77.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において教職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務教職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額。次項及び第33条第3項において同じ。)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 事務職給料表の適用を受ける教職員のうちその職務の級が3級以上で別に定める教職員、同表及び指定職給料表以外の各給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として当該各給料表につき別に定めるもの並びに指定職給料表の適用を受ける教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(別に定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に給料月額(育児短時間勤務教職員にあっては、給料月額を算出率で除して得た額)に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当の支給制限)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第39条の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第34条第1項の規定により解雇された教職員(同項第1号に該当して解雇された教職員を除く。)
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差し止め)

第32条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。一時差止処分を取り消す場合も、同様とする。
- 3 前項の規定による通知をする場合において、当該通知を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を京都府公報に登載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該通知を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 理事長は、一時差止処分を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。
(勤勉手当)

第33条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第34条第1項に該当して解雇され、又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教職員区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
 - (1) 前項の教職員のうち再雇用職員以外の教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア イに掲げる教職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5（特定管理職員にあつては、100分の87.5）を乗じて得た額の総額
 - イ 指定職給料表の適用を受ける教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に100分の77.5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の教職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に、100分の32.5(特定管理職員にあっては、100分の42.5)を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第30条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第31条中「前条第1項」とあるのは「第33条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第33条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(期末特別手当)

第34条 削除

(育児休業をしている教職員に対する期末手当等の支給)

第35条 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日に就業規則第17条の規定による育児休業(以下「育児休業」という。)をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある教職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある教職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(特定の教職員についての適用除外)

第36条 第15条、第18条、第21条、第23条、第24条及び第26条から第29条までの規定は、指定職給料表の適用を受ける教職員には、適用しない。

2 第23条、第26条及び第27条の規定は、管理職員には、適用しない。

3 第15条、第16条、第17条第3項及び第4項、第18条、第20条、第22条、第29条の規定は、再雇用教職員には、適用しない。

(扶養手当等の支給方法)

第37条 扶養手当、地域手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の支給について必要な事項は、別に定める。

第3節 補則

(給与の減額)

第38条 教職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、次に掲げる日又は期間を除き、その勤務しない1時間について、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(1) 祝日法に基づく休日等及び年末年始の休日等の場合には、その日

(2) 勤務時間等規程第13条の2の規定により指定された時間、同規程第17条に規定する年次休暇、同規程第20条に規定する病気休暇及び同規程第22条に規定する特別休暇の場合には、その期間

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教職員に支給すべき給与の額から減額しないことについて正当な事由があるものとして別に定める場合には、その定める期間

(勤務1時間当たりの給与額)

第39条 この規程に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分(短時間勤務教職員にあっては、7時間45分にその者の勤務時間を勤務時間等規程第3条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に19を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

第4節 給与の特例

(非常勤職員の給与)

第40条 常勤を要しない職員(再雇用短時間勤務教職員を除く。以下同じ。)の給与については、理

事長が他の常勤の教職員の給与との権衡を考慮して、予算の範囲内で支給する。

(休職者の給与)

第41条 就業規則第18条の規定により休職にされた教職員に対しては、就業規則第21条第2項により休職者の給与に関する規程の定めるところによる給与のほかは、支給しない。

2 就業規則第18条第5号の規定により休職にされた教職員に対しては、休職期間中は、いかなる給与も支給しない。

第5節 退職手当

第42条 退職手当は、教職員が退職したときに、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対して支給する。

2 退職手当の種類、支給額及び支給方法は、別に定める。

第6節 口座振込みの方法による給与の支給

(給与の口座振込み)

第43条 給与は、教職員から申出があるときは、その者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

第3章 雑則

(京都府からの派遣職員の特例)

第44条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第12号）の規定により京都府から派遣された教職員の給与は、前各条の規定にかかわらず、京都府職員の例によるものとする。

(施行について必要な事項)

第45条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の教職員となった者の給料及び諸手当については、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）、職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号）その他京都府職員に適用される給与に関する規定の例によるものとする。
- 平成20年4月1日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の教職員となった者との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、理事長の定めるところにより、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の教職員となった者に準じて、給料を支給する。
- 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第11条第3項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給
第17条第1項	及び相楽郡精華町	、南丹市及び相楽郡精華町

第17条第2項	相楽郡精華町にあっては100分の3	南丹市及び相楽郡精華町にあっては100分の6を超えない範囲内で理事長が定める割合
---------	-------------------	--

- 5 第28条第1項の規定の適用を受ける教職員の給料月額は、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間において、第6条から第11条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下「基礎額」という。）から基礎額に100分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、この規程に基づく手当の額及び京都府公立大学法人教職員退職手当に関する規程の規定に基づく退職手当の額の算出については、基礎額に基づいて行うものとする。

附 則（規程第15-1号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（規程第15-2号）

- 1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第30条第2項及び第3項並びに第33条第2項の規定の適用については、臨時の措置として、第30条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の65」とあるのは「100分の60」と、第33条第2項第1号ア中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同号イ中「100分の85」とあるのは「100分の75」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。
- 2 この規程は、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年京都府条例第23号）の施行の日から施行する。

附 則（規程第15-3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日の属する月の翌日の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。
（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、規程第30条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、休職者の給与に関する規程第2条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に教職員以外の者又は教職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの教職員以外の教職員（以下この項において「減額改定対象教職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象教職員であった者で採用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象教職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日）において減額改定対象教職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（第20条第2項に規定する別に定める額を除く。）、特勤勤務手当、管理職手当及び初任旧調整手当の月額の合計額に100分の0.06を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象教職員以外の教職員であった期間その他の別に定める期間がある教職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号 給
事務職給料表	1 級	1 号給から56号給

	2級	1号給から24号給
	3級	1号給から8号給
教育職給料表	1級	1号給から32号給
	2級	1号給から12号給
医療職給料表	1級	1号給から52号給
	2級	1号給から32号給
	3級	1号給から16号給
	4級	1号給から4号級
看護職給料表	1級	1号給から56号給
	2級	1号給から40号給
	3級	1号給から16号給
	4級	1号給から4号級

- (2) 平成21年6月1日において減額改定対象教職員であった者（採用の事情を考慮して別で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.22を乗じて得た額
- (3) 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（規程第15-4号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（規程第15-5号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（規程第15-6号）

- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
(平成23年4月1日における号給の調整)
- 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において規程第11条第2項の規定により昇給した教職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める教職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別で定める教職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。この場合において、当該教職員が規程第10条第1項に規定する育児短時間勤務職員等である場合にあっては同項中「これらの規定による」とあるのは、「附則第2項の規定による号給に応じた」とする。
- 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（規程第15-7号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（規程第15-8号）

- この規程は、平成24年1月1日から施行する。
(住居手当の経過措置)
- この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の京都府公立大学法人教職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）第18条第1項第2号又は第4号に該当する職員の住居手当については、施行日から平成24年3月31日までの間は、なお従前の例による。この場合において、同条第2項第4号中「3,600円」とあるのは「700円」と、同項第6号中「1,800円」とあるのは「300円」とする。
(施行日における号給の調整)
- 教職員（施行日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員及び指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成21年1月1日において、改正前の規程第11条第1項の規

定により昇給した教職員の施行日における号給は、この項の規定の適用がないとした場合の同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、京都府の例による。

別表第1(第6条関係)

事務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再雇用職員 以外の職員	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800	535,100
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900	538,300
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000	541,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000	544,700
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100	547,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200	549,700
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300	552,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300	554,700
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400	556,600
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500	558,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600	560,300
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600	562,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000	563,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400	565,100
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800	566,600
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300	568,100
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800	569,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300	570,500
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800	571,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000	572,900
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300	
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100	
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000	
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900	
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800	
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700	
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600	
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500	
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400	
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300	
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100		
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900		
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700		
	45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500		
	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200			
	47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000			
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800			
	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400			
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200			
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000			
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800			
	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400			
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200			
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000			
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800			
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400			
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200			
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000			
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800			
	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400			
	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000				
	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700				
	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400				
	65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900				
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500				

	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200				
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900				
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400				
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100				
	71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800				
	72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500				
	73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000				
	74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700				
	75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400				
	76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100				
	77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600				
	78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000	425,300				
	79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700	426,000				
	80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400	426,700				
	81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900	427,200				
	82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600					
	83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300					
	84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000					
	85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500					
	86	239,700	295,700	344,500	385,700	403,200					
	87	240,400	296,100	345,000	386,300	403,900					
	88	241,100	296,500	345,500	386,900	404,600					
	89	241,900	296,800	345,900	387,600	405,100					
	90	242,400	297,200	346,400	388,200						
	91	242,900	297,600	346,900	388,800						
	92	243,400	298,000	347,400	389,400						
	93	243,700	298,200	347,700	390,100						
	94		298,600	348,200	390,700						
	95		299,000	348,700	391,300						
	96		299,400	349,200	391,900						
	97		299,600	349,500	392,600						
	98		300,000	350,000	393,200						
	99		300,400	350,500	393,800						
	100		300,800	351,000	394,400						
	101		301,000	351,300	395,100						
	102		301,400	351,700							
	103		301,800	352,100							
	104		302,200	352,500							
	105		302,400	353,000							
	106		302,800	353,400							
	107		303,200	353,800							
	108		303,600	354,200							
	109		303,800	354,700							
	110		304,200	355,100							
	111		304,600	355,500							
	112		305,000	355,900							
	113		305,200	356,400							
	114		305,600								
	115		306,000								
	116		306,400								
	117		306,600								
	118		306,900								
	119		307,200								
	120		307,500								
	121		307,900								
	122		308,200								
	123		308,500								
	124		308,800								
	125		309,200								
再雇用職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600	532,000

別表第2(第6条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用教員 以外の職員		円	円	円	円
	1	204,600	265,400	316,200	408,000
	2	206,800	268,500	319,600	410,500
	3	209,000	271,600	323,100	413,000
	4	211,200	274,700	326,600	415,500
	5	213,300	277,800	330,200	418,100
	6	215,500	280,600	333,700	420,600
	7	217,700	283,400	337,200	423,100
	8	219,900	286,100	340,700	425,600
	9	222,200	288,900	344,300	427,900
	10	224,600	291,800	347,600	430,400
	11	227,000	294,700	350,900	432,900
	12	229,400	297,600	354,200	435,400
	13	231,700	300,200	357,500	437,200
	14	234,100	302,800	360,000	439,500
	15	236,500	305,300	362,600	441,900
	16	238,900	307,800	365,200	444,200
	17	241,100	310,200	367,900	446,600
	18	244,200	313,000	370,200	449,000
	19	247,300	315,800	372,500	451,400
	20	250,400	318,600	374,800	453,800
	21	253,500	321,200	377,000	456,300
	22	256,600	324,000	379,100	458,700
	23	259,700	326,800	381,200	461,100
	24	262,800	329,600	383,300	463,500
	25	265,800	332,100	385,300	465,900
	26	268,800	334,600	387,200	468,300
	27	271,800	337,100	389,100	470,700
	28	274,800	339,600	391,000	473,100
	29	277,800	342,000	393,000	475,500
	30	280,500	344,200	394,800	477,900
	31	283,200	346,400	396,600	480,200
	32	285,900	348,600	398,400	482,600
	33	288,500	350,900	400,200	485,000
	34	291,400	353,200	402,000	487,300
	35	294,200	355,500	403,800	489,600
	36	297,000	357,800	405,600	491,900
	37	299,800	359,900	407,200	494,200
	38	302,100	362,000	408,900	496,200
	39	304,400	364,100	410,600	498,200
	40	306,700	366,100	412,300	500,200
	41	308,900	368,100	413,700	502,300
	42	310,100	370,000	415,300	504,200
	43	311,300	371,900	416,900	506,100
	44	312,500	373,800	418,500	508,000
	45	313,600	375,800	419,900	510,000
	46	314,800	377,600	421,500	511,900
	47	316,000	379,400	423,100	513,800
	48	317,200	381,200	424,700	515,700
	49	318,200	383,100	426,300	517,700
	50	319,300	384,900	427,600	519,500
	51	320,400	386,700	428,900	521,400
	52	321,500	388,500	430,200	523,300
	53	322,700	389,900	431,400	525,300
	54	323,800	391,400	432,500	527,000
	55	324,900	392,900	433,600	528,700
	56	326,000	394,500	434,700	530,400
	57	327,100	395,900	435,900	532,100
	58	328,200	397,300	437,000	533,400
	59	329,300	398,800	438,100	534,700
	60	330,300	400,300	439,100	536,000
	61	331,400	401,700	440,200	537,300
	62	332,500	403,200	441,300	538,300
	63	333,600	404,700	442,400	539,300
	64	334,700	406,200	443,500	540,300
	65	335,700	407,600	444,500	541,100
	66	336,800	408,800	445,500	542,000
67	337,900	410,000	446,500	542,900	

	68	339,000	411,200	447,500	543,800
	69	340,000	412,400	448,600	544,700
	70	341,100	413,400	449,600	545,600
	71	342,200	414,400	450,600	546,500
	72	343,300	415,400	451,600	547,400
	73	344,000	416,400	452,700	548,300
	74	345,000	417,300	453,700	549,200
	75	346,000	418,100	454,700	550,100
	76	347,000	419,000	455,700	551,000
	77	348,100	419,700	456,700	551,900
	78	349,100	420,300	457,400	552,800
	79	350,100	420,900	458,100	553,700
	80	351,100	421,500	458,800	554,600
	81	352,100	422,100	459,600	555,500
	82	353,100	422,700	460,300	
	83	354,100	423,300	461,000	
	84	355,100	423,900	461,700	
	85	356,000	424,400	462,200	
	86	356,700	425,000	462,900	
	87	357,400	425,600	463,600	
	88	358,100	426,200	464,300	
	89	358,900	426,700	464,800	
	90	359,500	427,300	465,500	
	91	360,100	427,900	466,100	
	92	360,700	428,500	466,800	
	93	361,300	428,900	467,300	
	94	361,700	429,400	468,000	
	95	362,200	429,900	468,700	
	96	362,700	430,400	469,400	
	97	363,300	431,000	469,900	
	98	363,800	431,500	470,600	
	99	364,300	432,000	471,300	
	100	364,800	432,500	472,000	
	101	365,300	433,100	472,500	
	102	365,800	433,600		
	103	366,300	434,100		
	104	366,800	434,600		
	105	367,400	435,200		
	106	367,900			
	107	368,400			
	108	368,900			
	109	369,500			
	110	370,000			
	111	370,500			
	112	371,000			
	113	371,600			
	114	372,100			
	115	372,600			
	116	373,100			
	117	373,600			
	118	374,100			
	119	374,600			
	120	375,100			
	121	375,600			
	122	376,100			
	123	376,600			
	124	377,100			
	125	377,600			
	126	378,100			
	127	378,600			
	128	379,100			
	129	379,600			
再雇用教員		286,500	298,600	321,000	407,300

別表第3(第6条関係)

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,600
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,000
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	401,400
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,900
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	406,200
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	408,400
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	410,600
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	412,800
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	414,900
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	417,000
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	419,100
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	421,200
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	423,100
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	424,700
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	426,300
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	427,900
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,700	429,500
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,600	430,800
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,500	432,100
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,400	433,400
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	386,200	434,800
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	388,000	436,100
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	389,800	437,400
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	391,600	438,600
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	393,200	440,000
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	394,500	441,300
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	395,800	442,600
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	397,100	443,900
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	398,200	445,300
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	399,400	446,100
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	400,500	446,900
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	401,700	447,700
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300	402,800	448,300
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600	403,600	449,100
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900	404,400	449,900
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200	405,200	450,700
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400	405,800	451,300
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600	406,500	452,100
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800	407,200	452,900
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000	407,900	453,700
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200	408,700	454,300
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200	409,400	455,100
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200	410,100	455,900
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200	410,800	456,700
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000	411,500	457,300
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900	412,200	458,100
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800	412,900	458,900
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700	413,600	459,700
	57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500	414,200	460,300
	58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300	414,900	461,100
	59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100	415,600	461,900
	60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900	416,300	462,700
	61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500	416,800	463,300
	62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200	417,400	
	63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900	418,100	
	64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600	418,800	
	65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200	419,300	
	66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900	420,000	
67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600	420,700		

68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300	421,400	
69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800	421,900	
70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400		
71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000		
72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600		
73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300		
74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900		
75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500		
76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100		
77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800		
78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400		
79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000		
80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600		
81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300		
82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900		
83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500		
84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100		
85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800		
86		292,200	329,700	351,600	396,400		
87		292,500	330,000	352,000	397,000		
88		292,800	330,400	352,400	397,600		
89		293,200	330,900	352,900	398,300		
90		293,500	331,300	353,300	398,900		
91		293,800	331,700	353,700	399,500		
92		294,100	332,100	354,100	400,100		
93		294,500	332,600	354,600	400,800		
94		294,800	332,900	355,000	401,400		
95		295,100	333,300	355,400	402,000		
96		295,400	333,700	355,800	402,600		
97		295,800	333,900	356,300	403,300		
98		296,100	334,300	356,700			
99		296,400	334,700	357,100			
100		296,700	335,100	357,500			
101		297,100	335,300	358,000			
102		297,400	335,700	358,400			
103		297,700	336,100	358,800			
104		298,000	336,500	359,200			
105		298,300	336,700	359,700			
106			337,100				
107			337,500				
108			337,900				
109			338,100				
110			338,500				
111			338,900				
112			339,300				
113			339,500				
再雇用職員	187,300	214,100	246,500	260,100	286,400	328,300	371,400

別表第4(第6条関係)

看護職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100	414,400
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700	416,100
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500
	57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800
	58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700
	59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600
	60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500
	61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400
	62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,300
	63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200
	64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100
	65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000
	66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800
67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600	

68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400
69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200
70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400	
71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100	
72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800	
73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600	
74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200	
75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800	
76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400	
77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000	
78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600	
79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200	
80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800	
81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300	
82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900	
83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500	
84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100	
85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600	
86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200	
87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800	
88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400	
89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800	
90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400	
91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000	
92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600	
93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100	
94	283,600	318,200	353,600	372,900	402,700	
95	284,600	319,000	354,300	373,400	403,300	
96	285,600	319,800	355,000	373,900	403,900	
97	286,500	320,500	355,500	374,500	404,400	
98	287,300	321,200	356,000	375,000	405,000	
99	288,100	321,900	356,500	375,500	405,600	
100	289,000	322,600	357,000	376,000	406,200	
101	289,800	323,100	357,600	376,600	406,700	
102	290,600	323,700	358,100	377,100		
103	291,400	324,300	358,600	377,600		
104	292,200	324,900	359,100	378,100		
105	292,900	325,300	359,700	378,700		
106	293,400	325,800	360,200	379,200		
107	293,900	326,300	360,700	379,700		
108	294,400	326,800	361,200	380,200		
109	294,900	327,300	361,700	380,800		
110	295,300	327,700	362,200	381,300		
111	295,700	328,100	362,700	381,800		
112	296,100	328,500	363,200	382,300		
113	296,500	328,900	363,700	382,900		
114	296,900	329,300	364,200			
115	297,300	329,700	364,700			
116	297,700	330,000	365,100			
117	298,000	330,300	365,500			
118	298,400	330,700	366,000			
119	298,800	331,100	366,500			
120	299,200	331,500	367,000			
121	299,500	331,700	367,400			
122	299,900	332,100	367,900			
123	300,300	332,500	368,400			
124	300,700	332,900	368,900			
125	300,900	333,100	369,300			
126	301,300	333,500				
127	301,700	333,900				
128	302,100	334,300				
129	302,300	334,600				
130	302,700	335,000				
131	303,100	335,400				
132	303,500	335,800				
133	303,700	336,100				
134	304,100	336,500				
135	304,500	336,900				
136	304,900	337,300				
137	305,100	337,600				
138	305,500	338,000				
139	305,900	338,400				
140	306,300	338,800				

	141	306,500	339,100				
	142	306,900	339,500				
	143	307,300	339,900				
	144	307,700	340,300				
	145	307,900	340,600				
	146	308,300	341,000				
	147	308,700	341,400				
	148	309,100	341,800				
	149	309,300	342,100				
	150	309,600	342,500				
	151	309,900	342,900				
	152	310,200	343,300				
	153	310,600	343,600				
	154	310,900					
	155	311,200					
	156	311,500					
	157	311,900					
	158	312,200					
	159	312,500					
	160	312,800					
	161	313,200					
	162	313,500					
	163	313,800					
	164	314,100					
	165	314,500					
	166	314,800					
	167	315,100					
	168	315,400					
	169	315,800					
再雇用職員		233,800	258,600	266,000	276,400	293,600	331,700

別表第5(第6条関係)

現業職給料表

次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 給与規程第6条、第8条及び第11条の規定により給料を支給される職員(以下「一般職の職員」という。)の例により給料月額を算出した場合に給与規程別表第1の4級以上の一般職の職員に相当する職員 一般職の職員の例により算出される給料月額(以下「基礎額」という。)から基礎額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 基礎額

(1)に掲げる職員の給料月額が、同号の規定の適用を受けない者の給料月額との均衡上必要があると認められるときは、当該職員の給料月額について所要の調整を行うことができる。

なお、給与規程第14条に定める手当及び退職手当(以下「手当」という。)の額は、一般職の職員の例による。ただし、給料月額を算出の基礎とする手当については、基礎額に基づいて算出する。

別表第6(第6条関係)

指定職給料表

号給	新給料月額
	円
1	724,000
2	780,000
3	838,000
4	917,000
5	989,000
6	1,060,000
7	1,135,000
8	1,204,000

別表第7 級別標準職務表（第6条第3項関係）

1 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 係長の職務 2 主任の職務 3 1又は2の職務に相当する職務
4級	1 課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務 2 1の職務に相当する職務
5級	1 主幹又は困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 1の職務に相当する職務
6級	1 課長又は参事（以下「課長等」という。）の職務 2 1の職務に相当する職務
7級	1 困難な業務を処理する課長等の職務 2 1の職務に相当する職務
8級	1 次長の職務 2 1の職務に相当する職務
9級	1 局長又は部長の職務 2 1の職務に相当する職務
10級	1 困難な業務を処理する局長又は部長の職務 2 1の職務に相当する職務

2 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	大学の助教又は助手の職務
2級	1 大学の講師の職務 2 高度の専門的知識又は特殊の技術若しくは経験を必要とする業務を行う大学の助教又は助手の職務
3級	大学の准教授の職務
4級	大学の教授の職務

3 医療職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	1 栄養士又は学校栄養職員の職務 2 診療放射線技師又は診療エックス線技師の職務 3 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員の職務 4 臨床工学技士の職務 5 理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員、視能訓練士その他の視能技術職員又は言語聴覚士の職務 6 歯科衛生士、歯科技工士（以下「歯科衛生士等」という。）の職務
2級	1 薬剤師の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員、臨床工学技士、理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員、視能訓練士その他の視能技術職員、言語聴覚士又は歯科衛生士等の職務
3級	1 主任の職務 2 1の職務に相当する職務
4級	1 係長の職務 2 1の職務に相当する職務
5級	1 主幹、課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務 2 1の職務に相当する職務
6級	1 課長又は参事（以下「課長等」という。）の職務 2 1の職務に相当する職務
7級	1 困難な業務を所掌する課長等の職務 2 1の職務に相当する職務

4 看護職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	准看護師の職務
2級	1 保健師又は助産師の職務 2 看護師の職務 3 高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務
3級	1 病院の看護師長、副看護師長又は主任の職務 2 1の職務に相当する職務
4級	1 病院の看護師長（課長補佐相当職）又は困難な業務を処理する看護師長の職務 2 1の職務に相当する職務
5級	1 病院の総括看護師長又は困難な業務を処理する看護師長（課長補佐相当職）の職務 2 1の職務に相当する職務
6級	1 病院の副看護部長の職務 2 1の職務に相当する職務